

薬生食輸発0618第2号
令和元年6月18日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成31年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について

(中国産にんじんのトリアジメノール及びキントゼン、わさびのプロシミドン並びに未成熟えんどうのジニコナゾール、ブラジル産キャッサバのピリミホスメチル並びにメキシコ産アボカドのビフェントリン)

標記については、平成31年3月29日付け薬生食輸発0329第4号(最終改正：令和元年6月12日付け薬生食輸発0612第2号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、中国産にんじん及びわさび並びにブラジル産キャッサバの輸入時のモニタリング検査において、食品衛生法第11条に基づき定められた残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、中国産にんじんのトリアジメノール及びわさびのプロシミドン並びにブラジル産キャッサバのピリミホスメチルに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げるとともに、当該違反を生じた製造者、製造所、輸出者又は包装者の当該食品に対する輸入の都度の自主検査を実施することとし、モニタリング通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第3に下記を追加することとする。

また、中国産未成熟えんどうのジニコナゾールについて、検査命令を解除したことから、平成31年度輸入食品監視指導計画に基づき、モニタリング検査の頻度を30%として対応することとし、モニタリング通知の別表第2に下記を追加することとする。

さらに、検査命令の対象としたことから、メキシコ産アボカドのビフェントリンについてはモニタリング通知の別表第2及び別表第3から削除することとし、これまでの検査実績を踏まえ、中国産にんじんのキントゼンについてはモニタリング通知の別表第2から削除することするので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、 輸出者及び包装者
令和元年 6月18日	中国	にんじん及びその加工品（簡易な加工に限る。）	残留農薬 （トリアジメ ノール）	QINGDAO GUANYI FOOD CO., LTD.
				PINGDU ZHONGDI AGRICUL TURAL PRODUCTS CO., LTD
		わさび及びその加工品（簡易な加工に限る。）	残留農薬 （プロシミド ン）	BAOSHAN WASABI INDUSTRY DEVELOPMENT CO., LTD
		未成熟えんどう（さ や用種及びスナッ PEndウと称される ものに限る。）及びそ の加工品（簡易な加 工に限る。）	残留農薬 （ジニコナゾ ール）	
	ブラジル	キャッサバ及びその加工品（簡易な加工に限る。）	残留農薬 （ピリミホス メチル）	HIKARI INDUSTRIA E COMERCIO LTDA.